

地方創生の取組について

平成29年11月17日

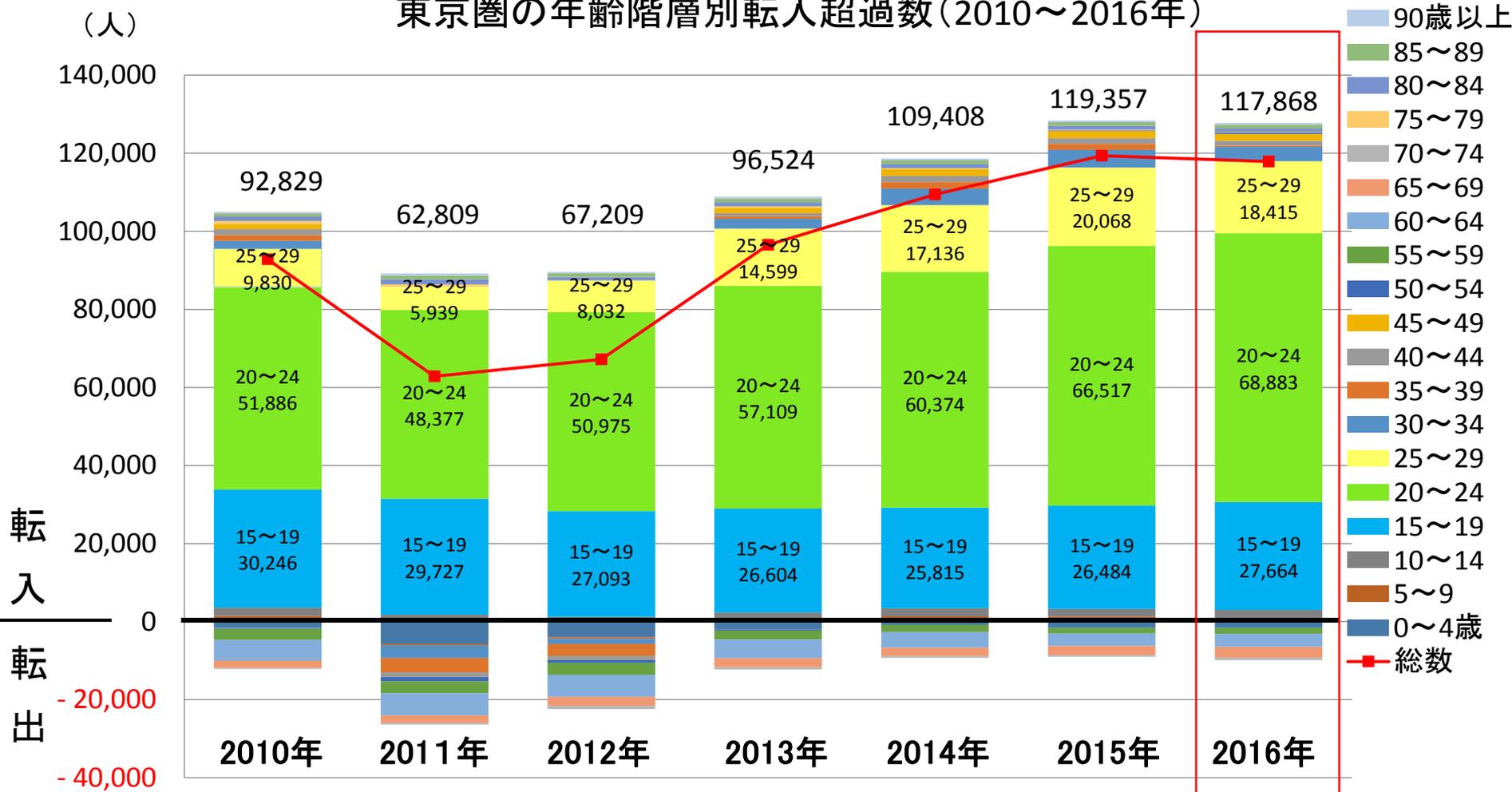
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
内閣府地方創生推進事務局

1. 東京一極集中の状況について

年齢階級別転入超過数

○ 東京圏への転入超過数の大半は15～19歳、20～24歳が占めており、大学進学時、大卒後就職時の転入が多いと考えられる。

東京圏の年齢階層別転入超過数(2010～2016年)



資料出所：総務省統計局住民基本台帳人口移動報告（2010年—2016年）

出身高校の所在地県別大学入学者数における東京圏への転入超過の状況

○ 大学進学時の東京圏へ転入超過数は、2014年度～2016年度で毎年度約7万人。

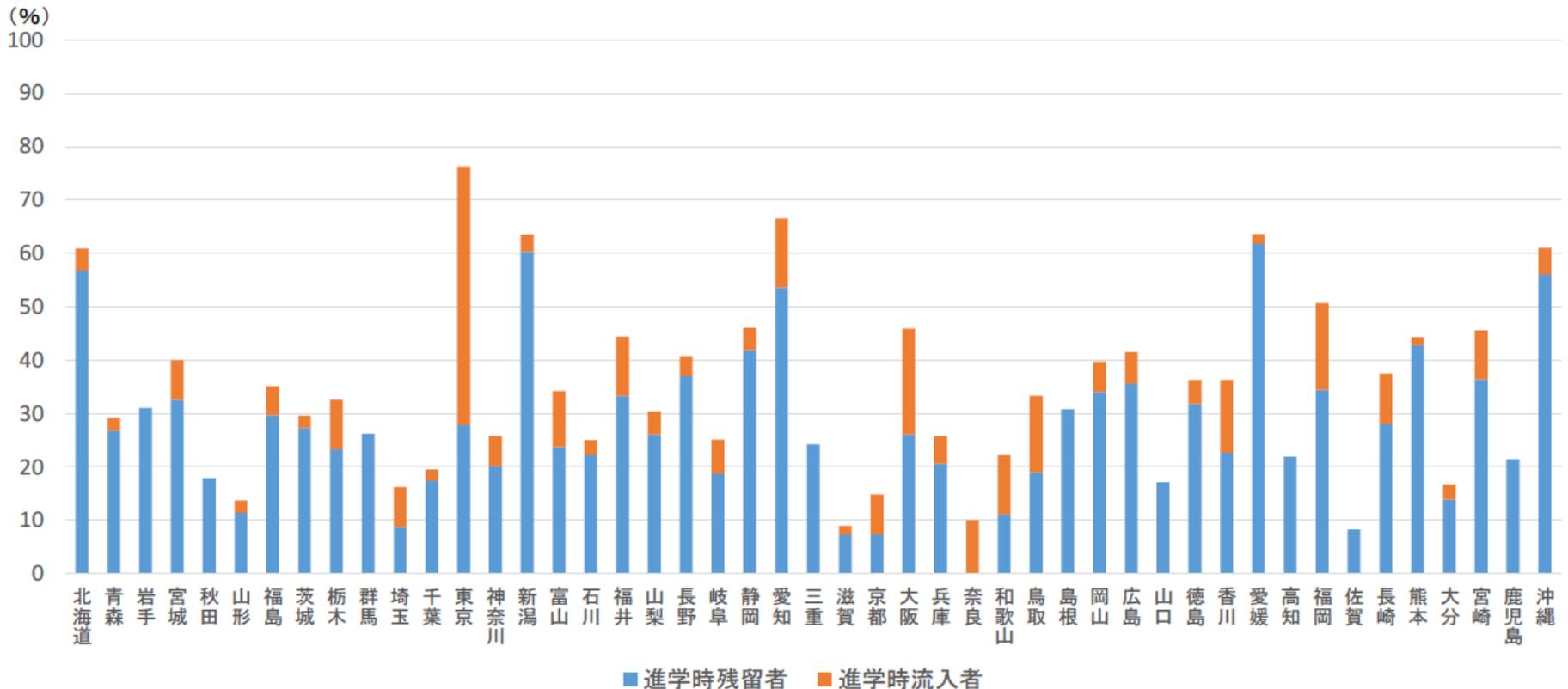
		2014年度	2015年度	2016年度
東京圏大学・短大の入学者		265,806	268,563	268,521
	うち東京圏高校出身者	178,360	181,740	180,973
	〃 東京圏外高校出身者 ①	80,205	79,211	79,029
	〃 外国で12年の課程修了、高校卒業程度認定試験合格者等	7,241	7,612	8,519
東京圏高校出身者の全国大学・短大入学者		189,524	193,665	192,810
	うち東京圏大学・短大へ入学	178,360	181,740	180,973
	〃 東京圏外大学・短大へ入学 ②	11,164	11,925	11,837
大学・短大入学による東京圏転出入超過数 ①－②		69,041	67,286	67,192

(出典)平成28年度「学校基本統計」(文部科学省)をもとに作成

大卒就職者 地元残留率（都道府県別）

- 残留率が高いのは、1位東京(76.2%)、2位愛知(66.5%)、3位愛媛(63.6%)である。
- 東京における残留者の約2/3は、進学時流入者である。

■ 大卒就職者地元残留率(都道府県別)

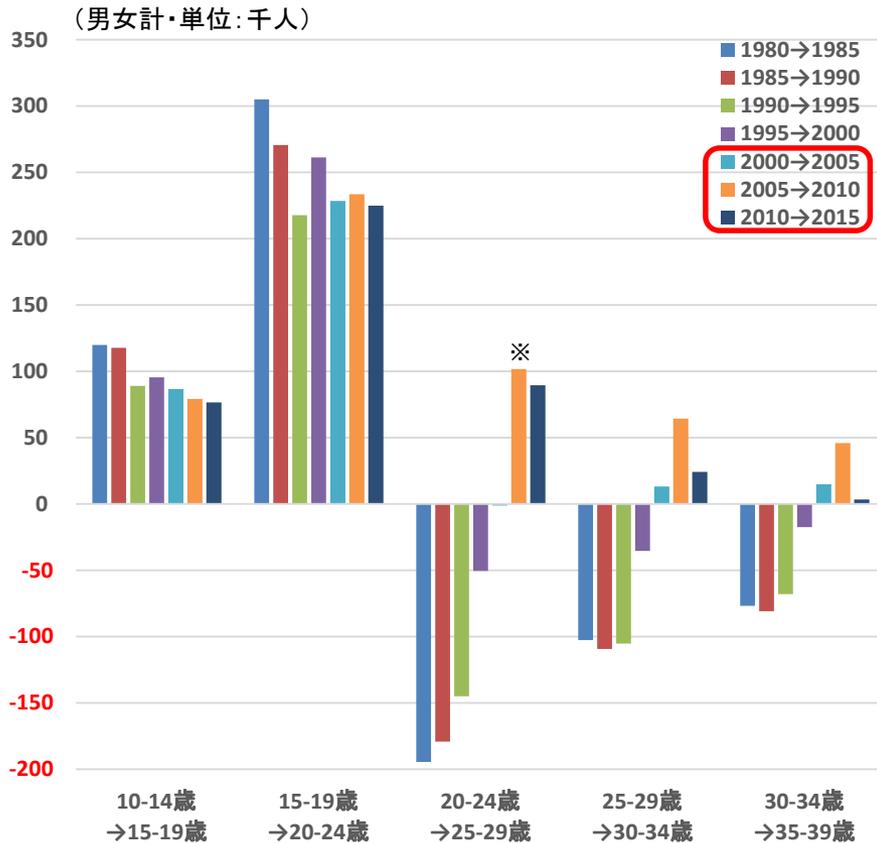


出典：就職みらい研究所『大学生の地域間移動に関するレポート2017』

年齢階級別にみた人の移動の動向

東京都の年齢階級別人口増減 (コーホートによる比較)

2000年までは、20歳・30歳代で、東京都からの転出が超過していたが、2000～2015年では、20歳・30歳代も東京都への転入が超過している。



※2005年時点で「20-24歳」の人口が5年後(2010年時点「25-29歳」の人口)にどれだけ増加したかを表している。

資料: 内閣官房まちひととしごと創生本部事務局において、各年の国勢調査(総務省)の年齢不詳按分後の総人口データを用いて作成。

年齢階級別Uターン者割合

出生都道府県から県外に移動したのち再び出生都道府県に戻った人(Uターン者)の全体割合は過去同水準で推移している。ただし、年齢別に見ると15-29歳におけるUターン者の割合が低下している。

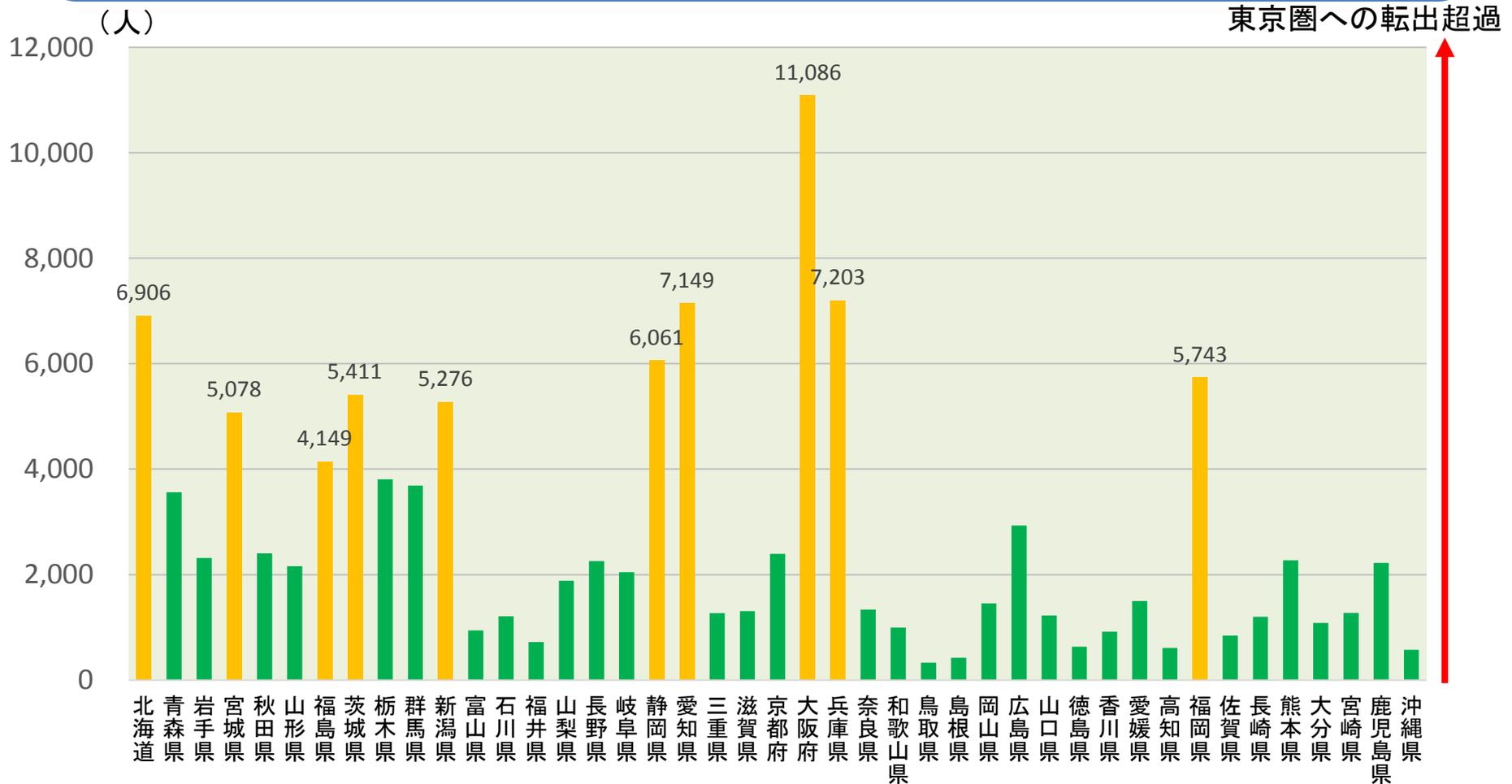
	2016年	2011年	2006年
総数*	20.4%	20.5%	19.9%
15歳未満	2.9%	3.7%	2.9%
15-29歳	11.8%	14.4%	14.5%
30-39歳	24.8%	23.6%	24.5%
40-49歳	24.9%	25.5%	26.0%
50-59歳	27.2%	28.6%	28.3%
60-69歳	28.2%	28.0%	23.9%
70歳以上	20.7%	20.2%	20.5%

* 総数には年齢不詳を含む。2016調査の集計結果は、都道府県別に設定したウエイト付きの集計結果で熊本県、大分県由布市を除く。第7回の集計結果は、同様に、震災の影響により調査を中止した東北被災3県(岩手県・宮城県・福島県)の出生者を除く。

資料: 国立社会保障・人口問題研究所「第8回人口移動調査」(2017)

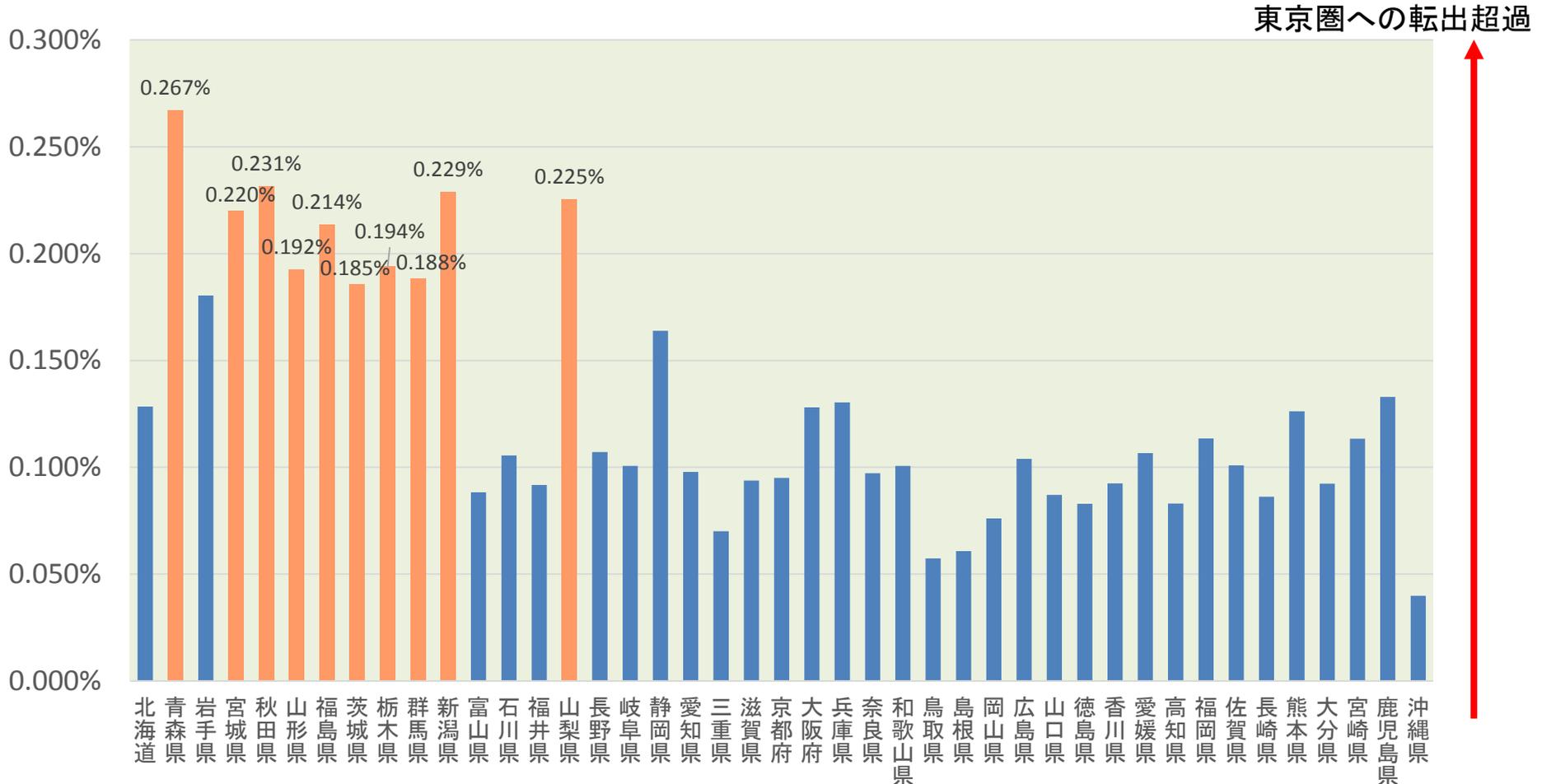
道府県別 東京圏への転出超過数（2016年）

○ 各道府県から東京圏への転出超過数の絶対数が多いのは、①大阪府(11,086人)、②兵庫県(7,203人)、③愛知県(7,149人)といった大都市圏を構成する府県であり、以下、④北海道(6,906人)、⑤静岡県(6,061人)、⑥福岡県(5,743人)、⑦茨城県(5,411人)、⑧新潟県(5,276人)、⑨宮城県(5,078人)、⑩福島県(4,149人)の順。



道府県別 東京圏への転出超過の割合（転入超過数/道府県人口）（2016年）

○ 各道府県人口に占める東京圏への転出超過数の割合が多い上位10道府県は、①青森県(0.267%)、②秋田県(0.231%)、③新潟県(0.229%)、④山梨県(0.225%)、⑤宮城県(0.220%)、⑥福島県(0.214%)、⑦栃木県(0.194%)、⑧山形県(0.192%)、⑨群馬県(0.188%)、⑩茨城県(0.185%)の順。(その後、岩手県、静岡県、鹿児島県、兵庫県、北海道、大阪府と続く。)



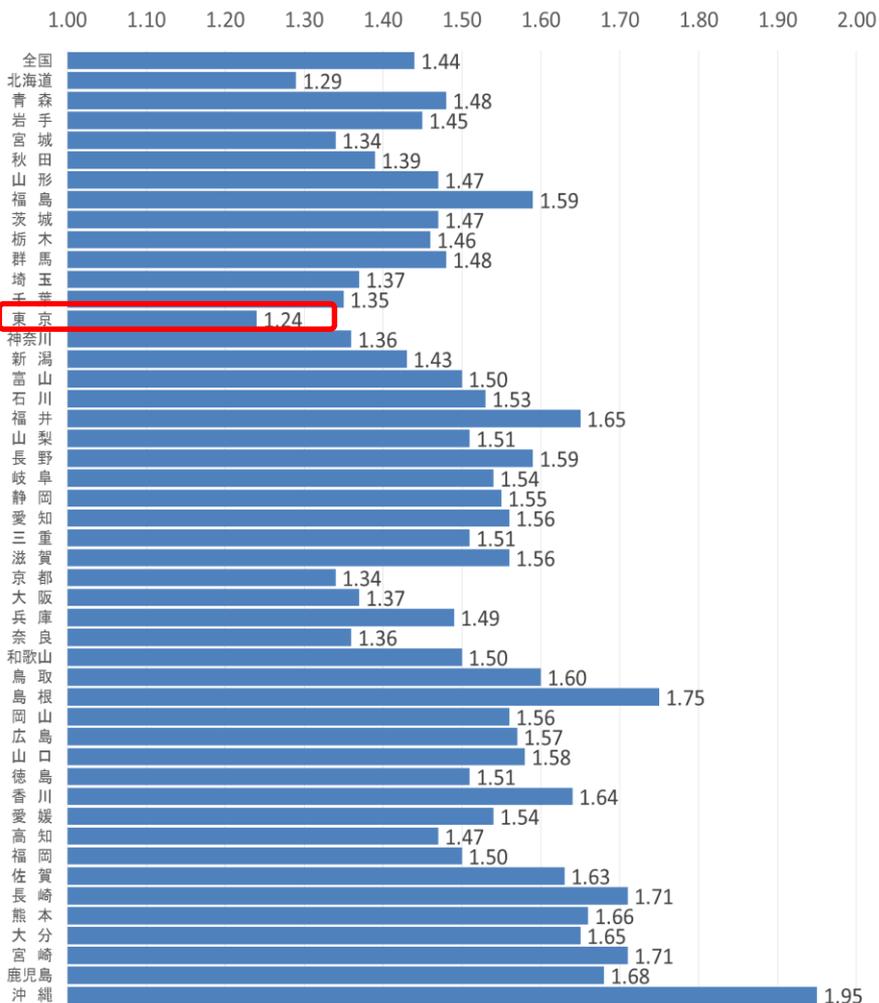
転入超過数：総務省「住民基本台帳人口移動報告」（2016年）

人口数値：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（2016年1月1日現在）

地域や移動の違いによる出生の動向

出生率の地域差

地域ごとに合計特殊出生率は大きく異なり、特に東京都は1.24と全国で最も低い。



資料: 厚生労働省「平成28年人口動態統計月報年計」

移動類型による子ども数

出生地が東京圏の場合も非東京圏の場合も、現住地が東京圏の人において平均子ども数が少ない。特に「非東京圏→東京圏」と「非東京圏→非東京圏」との間で平均子ども数に大きな差がある。

— 初婚後15年以上の平均子ども数 —

出生地		現住地	平均子ども数(人)
東京圏	→	東京圏	1.921
東京圏	→	非東京圏	1.986
非東京圏	→	東京圏	1.949
非東京圏	→	非東京圏	2.112
全国			2.061

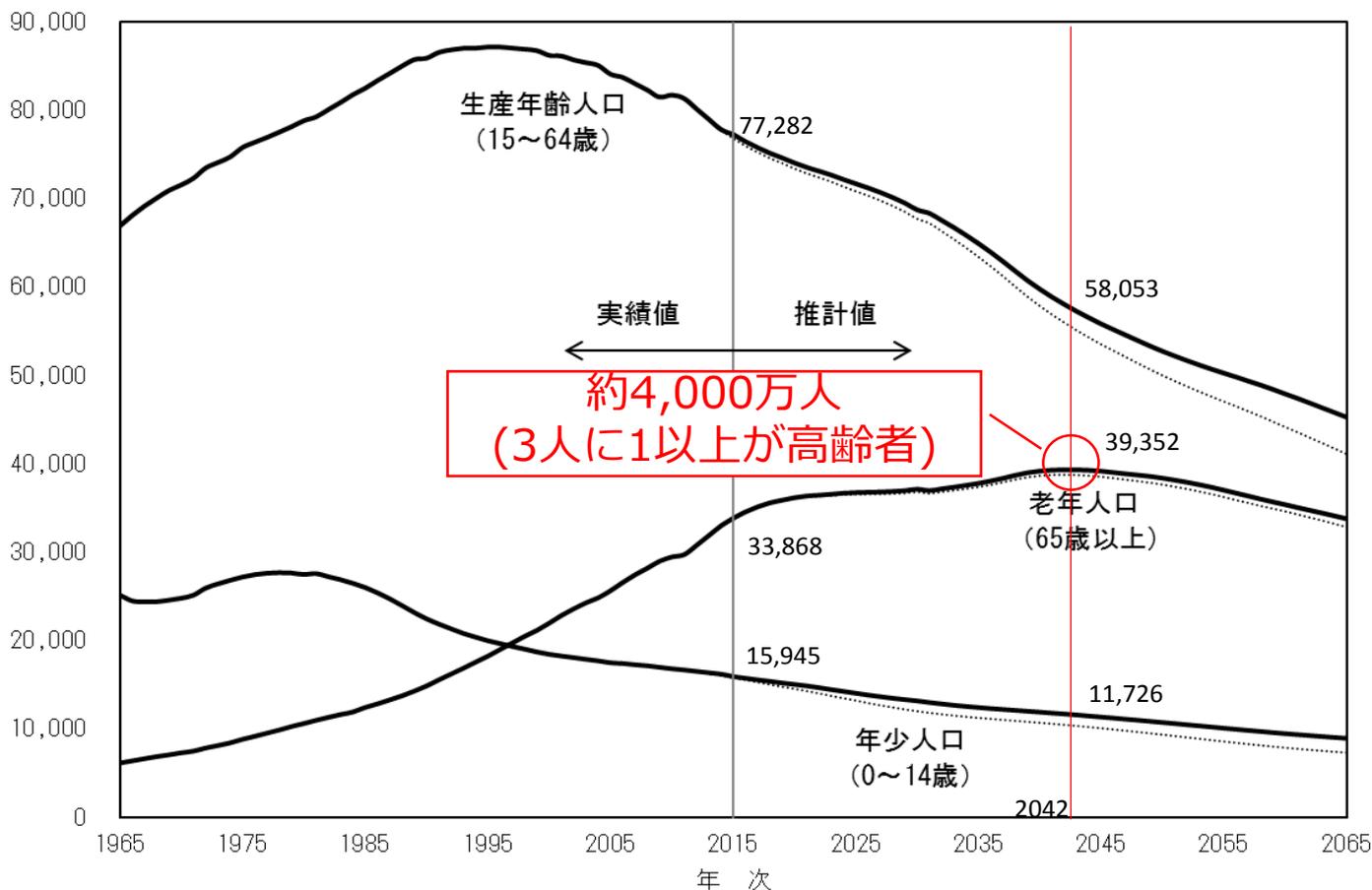
※東京圏: 埼玉・千葉・東京・神奈川

資料: 国立社会保障・人口問題研究所「第8回人口移動調査」(2017)

将来的な老年人口の推移

- これから四半世紀後（2042年）に老年人口（65歳以上）はピークを迎える（約4,000万人）と見込まれる。

（千人） < 年齢3区分別人口の推移 —出生中位(死亡中位)推計— >



2015年

高齢者1人を2.28人の現役世代(生産年齢人口)で支える



2042年

高齢者1人を1.48人の現役世代(生産年齢人口)で支える



出典: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)結果の概要」に掲載された総人口に関する推計結果の図表等を用いて、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局作成

2. 地方創生の取組について

地方創生のこれまでの経緯

平成26年

- 9月3日 まち・ひと・しごと創生本部設置
- 9月29日 まち・ひと・しごと創生法案及び地域再生法一部改正法案(認定・提出手続のワンストップ化等) 閣議決定、国会提出
- 11月21日 まち・ひと・しごと創生法案及び地域再生法一部改正法案 成立
- 12月2日 まち・ひと・しごと創生法 施行
- 12月27日 「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」 閣議決定

平成27年

- 6月19日 地域再生法一部改正法案(小さな拠点、企業の地方拠点強化税制等) 成立
- 6月30日 「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」 閣議決定
- 8月4日 「地方創生の深化のための新型交付金の創設等について」 まち・ひと・しごと創生本部決定
- 12月24日 「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)」 閣議決定

平成28年

- 3月22日 「政府関係機関移転基本方針」 まち・ひと・しごと創生本部決定
- 4月14日 地域再生法一部改正法案(地方創生推進交付金、地方創生応援税制、生涯活躍のまち等) 成立
- 6月2日 「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」 閣議決定
- 12月22日 「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版)」 閣議決定

平成29年

- 6月9日 「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」 閣議決定

まち・ひと・しごと創生法の概要

目的（第1条）

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生（※）に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。

まち…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

基本理念（第2条）

- ①国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備
- ②日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保
- ③結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備
- ④仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備
- ⑤地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出
- ⑥地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る
- ⑦国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努める

まち・ひと・しごと創生本部 (第11条～第20条)

本部長：
内閣総理大臣
副本部長：
内閣官房長官
まち・ひと・しごと創生担当大臣
本部員：
上記以外の全閣僚

案の作成
実施の推進

実施状況の
総合的な検証

まち・ひと・しごと創生 総合戦略（閣議決定） (第8条)

内容：まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的方向等

※人口の現状・将来見通しを踏まえるとともに、客観的指標を設定

勘案

勘案

都道府県まち・ひと・しごと創生 総合戦略（努力義務）（第9条）

内容：まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的方向等

勘案

市町村まち・ひと・しごと創生 総合戦略（努力義務）（第10条）

内容：まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的方向等

施行期日：公布日（平成26年11月28日）。ただし、創生本部・総合戦略に関する規定は、平成26年12月2日。

長期ビジョン

まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版)(~2019年度)

中長期展望(2060年を視野)

I.人口減少問題の克服
◎2060年に1億人程度の人口を維持

◆人口減少の歯止め
・国民の希望が実現した場合の出生率(国民希望出生率)=1.8

◆「東京一極集中」の是正

II.成長力の確保

◎2050年代に実質GDP成長率1.5~2%程度維持
(人口安定化、生産性向上が実現した場合)

基本目標(成果指標、2020年)

地方の「平均所得の向上」による「しごと」と「ひと」の好循環作り

① 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

- ◆若者雇用創出数(地方)
2020年までの5年間で30万人 現状:9.8万人
◆若い世代の正規雇用労働者等の割合
2020年までに全ての世代と同水準
15~34歳の割合:93.6%(2015年)
全ての世代の割合:94.0%(2015年)
◆女性の就業率 2020年までに77%
:71.6%(2015年)

② 地方への新しいひとの流れをつくる

- ◆地方・東京圏の転出入均衡(2020年)
・地方→東京圏転入 6万人減
・東京圏→地方転出 4万人増
現状:年間12万人の転入超過(2015年)

③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- ◆安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考える人の割合40%以上 :19.4%(2013年度)
◆第1子出産前後の女性継続就業率55%:53.1%(2015年)
◆結婚希望実績指標 80% :68%(2010年)
◆夫婦子ども数予定(2.12)実績指標95% :93%(2015年)

好循環を支える、まちの活性化

④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

- ◆立地適正化計画を作成する市町村数 150市町村:4市町村(2016年)
◆立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が増加している市町村数 100市町村
◆市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数 100市町村
◆公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合(三大都市圏) 90.8% :90.6%(2015年度)
(地方中枢都市圏) 81.7% :79.1%(2015年度)
(地方都市圏) 41.6% :38.7%(2015年度)
◆地域公共交通再編実施計画認定総数 100件 :13件(2016年9月末時点)

主要施策とKPI

○農林水産業の成長産業化

- ・6次産業化市場10兆円 :5.1兆円(2014年度)
・農林水産物等輸出入額 1兆円:7,451億円(2015年)

○観光業を強化する地域における連携体制の構築

- ・訪日外国人旅行消費額8兆円 :3兆4771億円(2015年)

○地域の核企業、核企業候補支援

- ・3年間で2,000社支援
ローカルイノベーション分野で、地域核企業候補の平均売上高を5年間で3倍(60億円)
・雇用数8万人創出 :0.1万人(2015年度)

○地方移住の推進

- ・年間移住あっせん件数 11,000件 :約7,600件(2015年度)

○企業の地方拠点機能強化

- ・拠点強化件数7,500件増加 :1,403件※
・雇用者数4万人増加 :11,560人※
※地域再生計画(H28.11)に記載された目標値

○地方大学活性化

- ・自道府県大学進学者割合平均36% :32.2%(2016年度)

○若い世代の経済的安定

- ・若者の就業率79%に向上 :76.1%(2015年)

○妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援

- ・支援ニーズ高い妊産婦への支援実施100% :86.4%(2015年度)

○働き方改革とワーク・ライフ・バランス実現

- ・男性の育児休業取得率13% :2.65%(2015年)

○「小さな拠点」の形成

- ・「小さな拠点」の形成数 1000か所 :722か所(2016年度)
・住民の活動組織(地域運営組織)形成数 3,000団体 :1,680団体(2015年度)

○「連携中枢都市圏」の形成

- ・連携中枢都市圏の形成数 30圏域 :17圏域(2016年10月)

○既存ストックのマネジメント強化

- ・既存住宅流通の市場規模8兆円:4兆円(2013年)
・リフォームの市場規模12兆円:7兆円(2013年)

主な施策

①生産性の高い活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

- ・地域の技の国際化(ローカルイノベーション)、地域の魅力のブランド化(ローカルブランディング)、地域のしごとの高度化(ローカルサービスの生産性向上)
・事業承継円滑化のため税理士の知見をM&Aに活用する実証的取組
・地域経済を牽引する地域未来牽引事業を支援するため、法的枠組みをはじめ、新たな税制・補助制度、金融、規制緩和など、様々な政策手段を組み合わせ、集中的に支援

②観光業を強化する地域における連携体制の構築

- ・日本版DMO候補法人登録制度の効果的運用による優良事例の横展開等の実施、DMOの安定的な財源確保の検討
・スポーツツーリズムの推進、古民家等の歴史的資源の活用
・観光消費拡大等のための受入環境整備

③農林水産業の成長産業化

- ・「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂(生産資材価格引下げ、流通・加工構造の改革、生乳流通改革、土地改良制度の見直し、収入保険制度の導入、輸出インフラの整備)
・在外公館、ジャパンハウスも活用した農林水産物・食品の輸出拡大
・農工法の見直し等において、地方創生に資する、農泊やサテライトオフィス、ICT、バイオマス、日本版CCRCを追加

④地方への人材還流、地方での人材育成、雇用対策

- ・プロ人材の還流の加速化、都市部大企業との連携強化による多様な人材交流

①政府関係機関の地方移転

- ・政府機関移転の着実な推進、サテライトオフィスの可能性の検討

②企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大

③地方移住の推進

- ・子供たちを含めた都市と農山漁村交流の推進、農泊、「生涯活躍のまち(日本版CCRC)」の推進
・「地域おこし協力隊」の拡充

④地方大学の振興等

- ・知の拠点としての地方大学強化プラン、地元学生定着プラン、地域人材育成プラン、地方大学の振興、地方における雇用創出、東京の大学新増設の抑制・地方移転の促進等の検討

⑤地方創生インターンシップの推進

①少子化対策における「地域アプローチ」の推進

- ②若い世代の経済的安定
③出産・子育て支援
④地域の実情に即した「働き方改革」の推進
・「地域働き方改革会議」における働き方改革の推進(「包括的支援」「アウトリーチ支援」「地方就労・自立支援」等の取組普及)

①まちづくり・地域連携

- ・空き店舗対策についてインセンティブ、ディスインセンティブ両面から検討
・クラウドファンディング等による空き店舗等の再生のための不動産特定共同事業制度の見直し

②「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)

- ・地域運営組織の持続的な活動のため農協や商工会等との連携、地縁型組織の法人化に適した法人制度のあり方の検討

③東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題・少子化問題への対応

- ④住民が地域防災の担い手となる環境の確保
⑤ふるさとづくりの推進
⑥健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進
⑦温室効果ガスの排出を削減する地域づくり

まち・ひと・しごと創生基本方針2017 ー主なポイントー

アベノミクスを浸透させるため、地方の「平均所得の向上」を目指す

ローカル・アベノミクス の一層の推進

- ・ 地域資源を活用した「しごと」づくり
- ・ 空き店舗、遊休農地、古民家等の遊休資産の活用
- ・ 地域の未来につながる地域経済牽引事業への投資の促進
- ・ 近未来技術等の実装、新しい生活産業の実装の推進

東京一極集中の是正

- ・ 地方創生に資する大学改革
- ・ 地方創生インターンシップの推進
- ・ 生涯活躍のまち（日本版CCRC）
- ・ 地方への企業の本社移転の促進
- ・ 政府関係機関の地方移転
- ・ 中央省庁のサテライトオフィスの検討
- ・ 地方生活の魅力の発信等（ライフスタイルの見つめ直し）

東京圏における医療・介護 問題・少子化問題への対応

- ・ 高齢化に伴い増大する医療・介護ニーズへの対応
- ・ 少子化対策における「地域アプローチ」の推進

地方創生の更なる深化に 向けた政策の推進 (政策パッケージ)

1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする
2. 地方への新しいひとの流れをつくる
3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
4. 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、
地域と地域を連携する

「地方創生版・三本の矢」 「自助の精神」をもって意欲的に取り組む自治体を積極的に支援

情報支援の矢

- ・ 地域経済分析システム
(RESAS)

人材支援の矢

- ・ 公務員等の市町村派遣
- ・ 地方創生カレッジ

財政支援の矢

- ・ 地方創生関係交付金
- ・ 企業版ふるさと納税

3. 個別施策等

政策パッケージの主なポイント

1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

- ・ 一次産品、観光資源、スポーツ資源、海外でも優位性を持つ技術等地域資源を活用した「しごと」の創出
- ・ 空き店舗活用のため、地方創生推進交付金を含む関係府省の重点支援、固定資産税特例の解除措置等の仕組みの検討
- ・ 「地域未来投資促進法」を活用し、地域経済牽引事業に予算・税制・金融・規制緩和等の政策ツールを集中投入
- ・ 近未来技術等の実装による地方創生のため、革新的で先導性と横展開可能性の最も優れた施策をパッケージで支援
- ・ シェアリングエコノミーを活用した新しい生活産業の実装による地域経済の活性化等

2. 地方への新しいひとの流れをつくる

- ・ 産官学連携の下で、地方大学による地域の中核的な産業の振興とその専門人材育成等に向けた優れたプロジェクトに対する重点的な支援、東京（23区）の大学の学部・学科の新増設の抑制など、地方創生に資する大学改革
- ・ 地方創生インターンシップについて、受入れプログラム開発支援、地方と東京圏の大学との連携方策等を検討
- ・ 東京から地方への企業の本社機能移転等を加速するための施策について検討
- ・ 文化庁等の中央省庁の移転、地域イノベーションの実現・研究成果の地域産業への波及等に向けた研究機関等の地方移転
- ・ 中央省庁の業務のうち、地方公共団体へのアウトリーチ支援業務等について、地方でのサテライトオフィスの試行
- ・ 地方生活の魅力についての効果的・戦略的な発信の在り方等について検討、好事例の収集・発信・横展開
- ・ 「生涯活躍のまち形成支援チーム」の対象地方公共団体の拡大

3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- ・ 地域働き方改革会議の取組支援
- ・ 企業の働き方改革が生産性向上等につながることを示す事例集、働き方改革アドバイザーの育成プログラムの提供

4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

- ・ エリアマネジメントの推進方策の具体化に向けた検討、活動の底上げ・横展開
- ・ 都市のコンパクト化と交通ネットワーク形成を関係省庁が連携して積極的に推進
- ・ 空き地等の適正管理や有効活用、発生の抑制など、「都市のスポンジ化」への適切な対策を講じる
- ・ 「田園回帰」の促進や人材・情報交流のプラットフォームづくりを通じた「小さな拠点」の形成の推進

地域資源を活用した「しごと」づくり

一次産品や観光資源、スポーツ資源、ものづくり技術など、優れた地域資源を活用した魅力ある「しごと」の創出を進める。

以下のような具体的施策に対し、「しごと」づくりへの挑戦を地方創生推進交付金等により支援する。

ローカル・ブランディング（地域の魅力のブランド化）

- ▶ 民間投資を呼び込める先導的地域商社事業の拡大
- ▶ 日本版DMOを核とした「稼ぐ力」のある観光地域づくり
- ▶ 地域の農林水産物・食品の輸出拡大および世界への魅力発信



冷凍補助装置を活用したブランド牡蠣（島根県海士町）

ローカル・イノベーション（地域の技の国際化）

- ▶ 地域の中核企業候補等が取り組もうとする先導的プロジェクトに対するグローバル・ネットワーク協議会※1等による事業化戦略・販路開拓支援



炭素繊維市場作りの一翼を担う小松精練の“fa-bo”（石川県小松市）
※第三回地域しごと創生会議資料を参照

ローカル・サービス生産性の向上（地域のしごととの高度化）

- ▶ スポーツを核にエリア集中的な投資を促す「スポーツまちづくり」
- ▶ サービス生産性向上に向けた各種取組※2への支援



©政策投資銀行
スポーツ資源を中核としたまちづくり

※1 国際市場に通用する事業化等に精通した専門家であるグローバル・コーディネーターを組織化した推進組織。

※2 サービス大賞等を通じた先進事例の普及、サービス人材の育成、サービス生産性向上に取り組む自治体の連携促進等

※3 補助金依存体質に陥らないよう、社会性と事業性の両立を目指し、明確なビジネスモデルと堅実な事業ガバナンスによって民間の資金を呼び込める持続可能な社会的事業を開発・実施する事業者

地域経済を牽引する事業への投資促進

ソーシャルベンチャー※3の活用促進

プロフェッショナル人材の獲得支援

空き店舗、遊休農地、古民家等遊休資産の活用

地方における遊休資産を活用することにより、都市・まちの生産性向上や地域の魅力を引き出し、地域の活性化を図る。

① 空き店舗の活用等による商業活性化

- ・ 空き店舗活用に積極的に取り組む地方公共団体・商店街を支援するため、地方創生推進交付金を含む関係府省による地域全体の価値を高めるための重点支援措置や、固定資産税の住宅用地特例の解除措置等に関する仕組みを検討し、年内に結論を得る。

② 遊休農地の活用

- ・ 既存施策に加え、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律を活用し、優良農地を確保しつつ、農泊やサテライトオフィス、ICT、バイオマス、日本版CCRCなどの立地・導入を促進し、地方創生に資する取組に地方創生推進交付金等も活用することで、遊休農地も活用しつつ農村地域における雇用と所得の創出を推進する。

③ 古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくり

- ・ 「歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チーム」によるコンサルティング、料理人等の人材育成に取り組み、地方公共団体やDMO等への情報提供や支援、海外への情報発信を行う。あわせて、金融・公的支援のほか、規制・制度の改善を進める。
- ・ 2020年までに全国200地域での取組を目指す。

遊休資産を活用した特徴的な事例

【油津商店街（宮崎県日南市）】



「250mのシャッター通りに、4年間で20以上の新規出店を実現すること」をKPIとし、マネージャーを外部公募。平成29年10月末現在、29店舗がオープンし、商店街を再生。

【篠山城下町（兵庫県篠山市）】

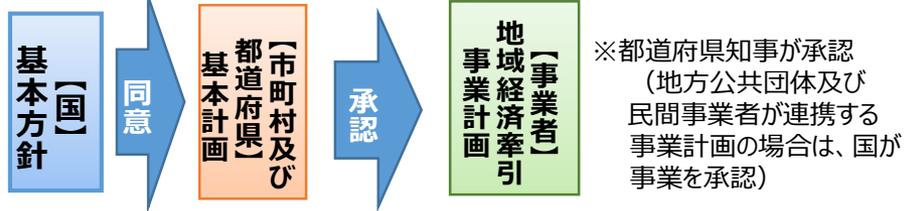


篠山城下町において、国家戦略特区を活用し、5つの古民家を1つのホテルとして面的に利用した斬新な手法により古民家を再生。その結果、20名以上の移住者、50名近くの雇用を創出。

地域の未来につながる地域経済牽引事業への投資の促進

- ・地域の特性を生かして地域経済を牽引する事業を促進し、地域に経済的波及効果を生み出すことにより、地域経済の発展を目指す。
- ・具体的には「地域未来投資促進法（本年7月31日施行）」を活用し、地域経済牽引事業に、予算、税制、金融、規制緩和等の政策ツールを集中投入することで、今後3年で、2,000社程度を集中的に支援することを目指す。
- ・また、今後の地域経済の牽引役として期待される企業を「地域未来牽引企業」（約2,000社）として選定・公表する予定。
- ・今後、地方公共団体や地域の産学官金の関係者ととともに、これら企業の取組を支援する。

【地域未来投資促進法の仕組み】



【基本計画の策定状況】

第1陣の基本計画（本年9月29日）

39都道府県から提出された70の基本計画※に対し国が同意

※基本計画は、地域経済牽引事業を促進するため、対象となる区域、経済的効果の目標、地域の特性及び推進したい分野、地域経済牽引事業の要件等を定めるもの。

近未来技術等の実装

地方創生の観点から革新的な施策の案について提案募集等を行い、先導性と横展開可能性の最も優れた提案について、

- ・地方創生推進交付金（内閣府）
- ・地域経済循環創造事業交付金（総務省）
- ・農山漁村振興交付金（農林水産省）

等関係府省庁による支援策をパッケージで実施する仕組みを推進し、近未来技術の実装等による新しい地方創生を目指す。

新しい生活産業の実装

新しい生活産業の実装等による地域経済の活性化等のため、

- ・シェアリングエコノミー伝道師の地方公共団体派遣
 - ・民間事業者と地方公共団体をマッチングする仕組みの本年度中の整備
- 等を進め、モデルとなるシェアリングエコノミー活用事例を本年度中に少なくとも30地域で創出することを目指す。

また、抽出されたベストプラクティスを本年度中目途に取りまとめ、横展開・普及啓発を進める。

日本版DMO形成・確立の必要性

DMO : **D**estination **M**anagement/**M**arketing **O**rganization

地域の多様な関係者を巻き込みつつ、科学的アプローチを取り入れた観光地域づくりを行う舵取り役となる法人
 =「日本版DMO」を各地域で形成・確立



地域資源を最大限に活用し、効果的・効率的な集客を図る「稼げる」観光地域づくりを推進

日本版DMO候補法人として157法人が登録 (H29.8.4時点)

広域連携DMO
7法人

地域連携DMO
69法人

地域DMO
81法人



地方創生に資する大学改革

- 1 地方大学の振興→地域の人材への投資を通じた地域の生産性向上
- 2 東京の大学の新增設の抑制・地方移転→東京の一極集中の是正

(1) 地方大学の振興

- 首長の強力なリーダーシップの下、組織レベルでの持続可能な産官学連携体制の構築。
- 地方大学が、産官学の連携の下、地域の中核的な産業の振興と専門人材育成等の振興計画であって、地方版総合戦略に位置付けられたものを策定する場合、モデルとなる先進的な取組に対して、重点的に支援。

取組事例

- ◆富山県
産学官コンソーシアムを組成し、
バイオ医薬品等の研究開発
- ◆北九州市
理工系の国公立大学が同一
キャンパスに集積し、介護ロボット
等の共同研究を実施



富山県薬事研究所

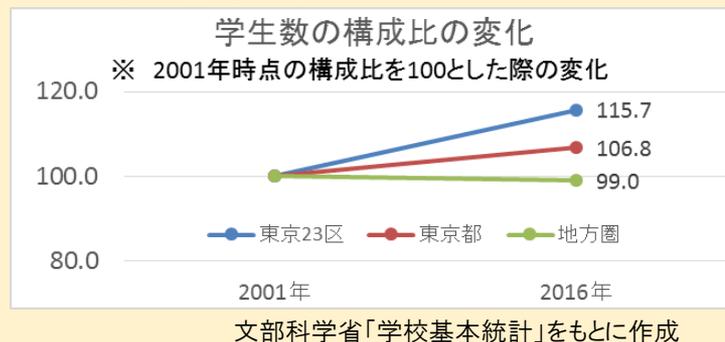
- 地方大学と東京圏の大学や研究開発法人との連携を推進。

(3) 若者の雇用機会の創出

- 国・地方：地方企業等に就職した者の奨学金返還支援制度の全国展開、地方創生インターンシップ、地方拠点強化の加速策等
- 経済界：企業の本社機能移転、地方採用の拡大(本社一括採用の変更)、地域限定社員制度の導入等

(2) 東京の大学の新增設の抑制、地方移転

- 今後18歳人口が大幅に減少する中、東京23区の大学は、定員増を認めないことを原則とする。
- 総定員の範囲内で対応するのであれば、既存の学部等の改廃等により、社会のニーズに応じた新たな学部・学科の新設は認められる(スクラップ・アンド・ビルドの徹底)。
- 具体的な制度等について年内に成案を得る。また、本年度から、直ちに、こうした趣旨を踏まえた対応を行う。



- 東京圏の大学による地方のサテライトキャンパスの設置(廃校舎等の活用を含む)を推進。

地方創生インターンシップ事業

東京圏在住の地方出身学生等の地方還流や地元在住学生の地方定着を促進するため、産官学を挙げて、地元企業でのインターンシップの実施等を支援。

地方創生インターンシップ推進会議

インターンシップを通じ、人材の地方還流について国民的、社会的な気運を醸成するとともに、関連施策を推進するため、大学関係者、地方公共団体、産業界、有識者など、幅広い関係者が参画する有識者会議（座長 鎌田早稲田大学総長）を設置。

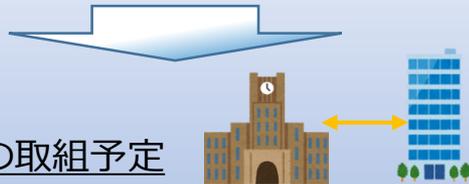


各取組内容

● ポータルサイト

現状

地方公共団体と大学等がお互いの状況を把握するポータルサイトを設立
（8月4日現在 43道府県、381大学等が掲載）



今後の取組予定

- ・地方公共団体と大学等との連携協力に係る先進的な地方創生インターンシップ推進組織等の事例を収集
- ・ポータルサイトの活用状況やその在り方等についてのニーズ調査を実施

● マニュアル作成等

現状

地域におけるインターンシップ組織の充実、受入れ企業の掘り起しが課題



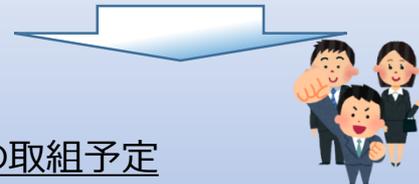
今後の取組予定

- ・地方におけるインターンシップ組織の運営の在り方、企業の受入プログラム等を調査し、地方インターンシップ組織の活動を充実させるため、必要なマニュアルを作成

● シンポジウム

現状

国民的・社会的気運の醸成を図るため、シンポジウムを実施（3月14日@東京）



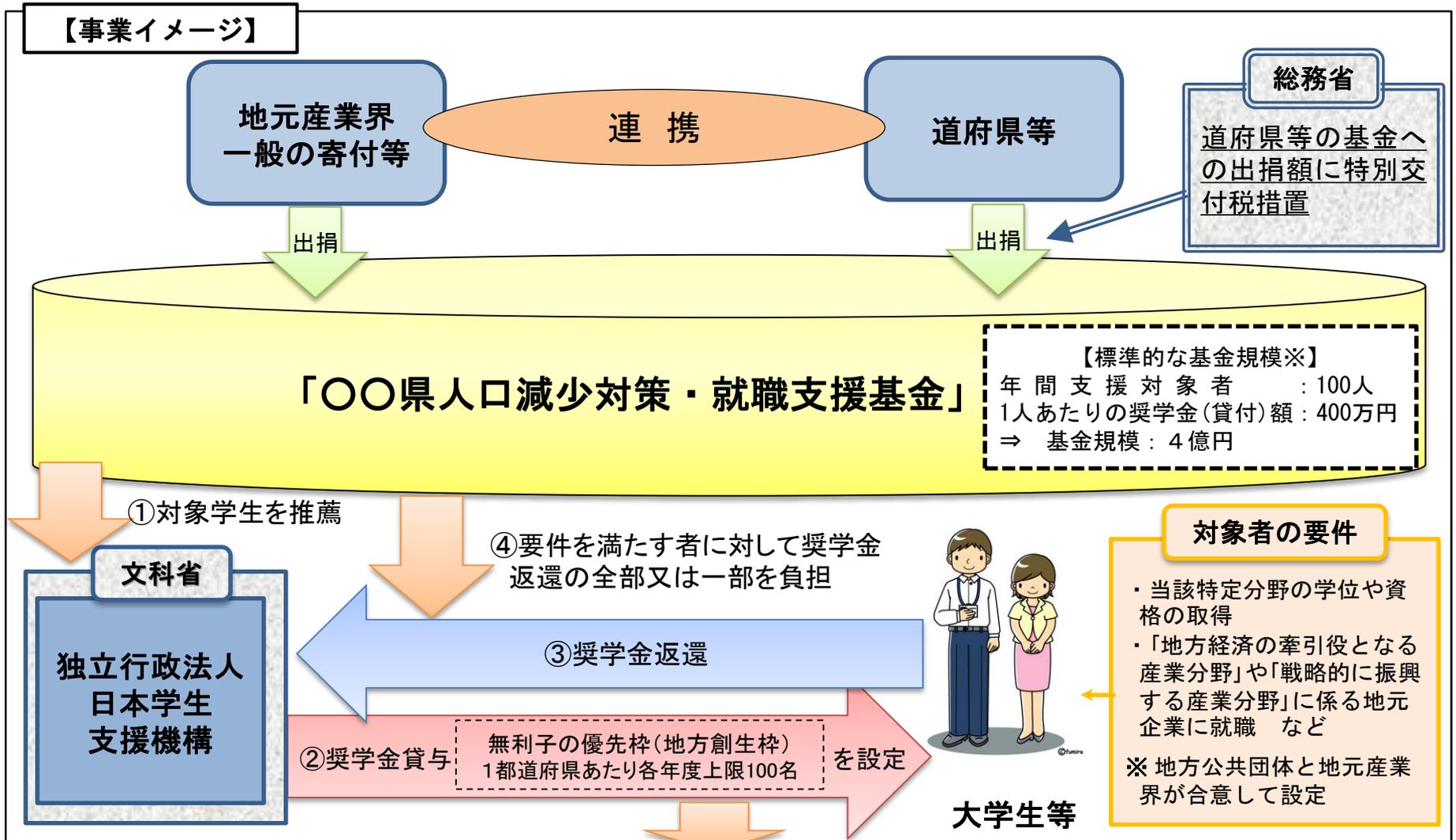
今後の取組予定

- ・平成30年2月を目途に、地方でのシンポジウムの開催を予定。29年に引き続き、大学、地方自治体等に対して、地方創生インターンシップの周知を実施

これらの取組とともに各自治体においては地域の実情に合わせ、地方創生推進交付金等の活用により、地方創生インターンシップを実施し、大学生等の地方定着を促進。

特に若年層における、地方への新しいひとの流れをつくる

「奨学金」を活用した大学生等の地方定着の促進



地方大学等への進学、地元企業への就職や、都市部の大学等から地方企業への就職を促進

※奨学金返還支援制度を設けているのは24県(青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、三重県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、香川県、高知県、長崎県、宮崎県、鹿児島県)

地方拠点強化税制について

拡充型(含対内直投)

地方の企業の拠点拡充



地方にある企業の本社機能の強化を支援

移転型

東京一極集中の是正
地方移転の促進

東京23区からの移転の場合、
拡充型よりも**支援措置を深掘り**



地方活力向上地域特定業務施設整備計画（知事認定）

東京圏・中部圏・近畿圏の既成市街地等は
地方拠点強化税制の対象外となる。

オフィス減税

オフィスに係る建物等の取得価額に対し、**特別償却15%又は税額控除4%**
措置対象:建物、建物附属設備、構築物 取得価額要件:2,000万円（中小企業者1,000万円）

オフィスに係る建物等の取得価額に対し、**特別償却25%又は税額控除7%**
措置対象:建物、建物附属設備、構築物 取得価額要件:2,000万円（中小企業者1,000万円）

雇用促進税制(特則)

諸要件（事業主都合の離職者なし、支払給与額一定以上等）を満たした上で、

- ①法人全体の増加雇用者数が5人（中小企業者2人）かつ雇用増加率が10%以上の場合、**増加雇用者1人当たり最大60万円**（注）を税額控除
- ②雇用増加率が10%未満の場合でも、1人当たり最大30万円（注）を税額控除
（注）転勤者及び非正規雇用者は減額

諸要件（事業主都合の離職者なし、支払給与額一定以上等）を満たした上で、

- ①法人全体の増加雇用者数が5人（中小企業者2人）かつ雇用増加率が10%以上の場合、**増加雇用者1人当たり最大90万円**（注）を税額控除
《拡充型の1人当たり最大60万円に、特定業務施設の増加雇用者1人当たり30万円上乗せ》
- ②上記①のうち上乗せ30万円分は、雇用を維持していれば、最大3年間継続
ただし、特定業務施設の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した場合、以後は不適用
《法人全体の増加雇用者がいなくても、特定業務施設の増加雇用者には適用》
（注）転勤者及び非正規雇用者は減額

地域再生計画の認定状況（平成29年11月）：44道府県 51計画 雇用創出数：11,560人

拡充型の例

- 京都府 日本電産(株)
生産技術の強化を行うため、生産技術を研究する施設を精華町に整備
- 山口県 セントラル硝子(株)
研究開発から量産化への更なるスピードアップを図るため、宇部市の工場に研究所を整備
- 岡山県 ヤンマー(株)
植物の有用品種の研究、栽培管理法の研究開発等の研究拠点として、倉敷市に研究所を整備

移転型の例

- 富山県 YKK AP (株)
黒部事業所内にYKK AP株式会社の本社機能の一部を東京都墨田区から移転
- 茨城県 ライト工業(株)
技術開発力の強化を図るため、東京本社にある研究開発部門等の一部をつくば市へ移転
- 岡山県 (株)キャン
東京にある財務経理や労務部門などの本社機能を岡山市へ移転

政府関係機関の地方移転

文化庁の移転等

- 文化庁については、本年4月に京都に設置した文化庁地域文化創生本部において、新たな政策ニーズに対応した事業について地元の知見等を生かしながら移転の先行的取組を実施。本年7月には本格移転における京都本庁の組織体制の大枠、本格移転の場所、移転時期等を決定した。今後は、文化庁の機能強化及び抜本的な組織改編を検討し、これに係る文部科学省設置法の改正案等を提出する等、全面的な移転を計画的・段階的に進める。
- 消費者庁、総務省統計局、特許庁、中小企業庁、観光庁、気象庁のそれぞれについて、「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」に基づき、着実に取り組む。

研究機関等の地方移転

- 本年4月に、関係者間で共同して策定した5年程度の具体的な取組内容等を明確にした年次プランを公表。同プランに基づき、地域イノベーションの実現や研究成果の地域産業への波及等に取り組む。
例：(独)宇宙航空研究開発機構(JAXA)の山口県への移転
⇒衛星リモートセンシング技術の応用研究を通じた防災対応力の強化、研究成果の実用化等の新事業創出、イノベーション人材の育成

中央省庁のサテライトオフィス

ねらい

- 国家公務員の働き方改革、地方公共団体へのアウトリーチ支援

具体的取組

- 本年6月に、内閣府業務(地方創生交付金等)に係る地方公共団体へのアウトリーチ支援等について実証実験を実施
- この他、復興庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省においては、平成29年度にそれぞれの行政ニーズ等に基づき、試行の検討、実施を進める。

地方生活の魅力の発信等（ライフスタイルの見つめ直し）

- 地方にある様々な魅力に子供のころから学び、触れる機会をつくる
 - ・豊かな自然、固有の歴史や祭などの文化・伝統、特色ある農林水産物等
- 移住・定住の推進に当たって、地方生活の魅力を発信する
 - ・移住等を検討する場合、その地域での生活が、大きな関心
 - ・滞在型観光等を通じて、より豊かな人生を過ごす機会に

地方生活の魅力を発信

- 効果的・戦略的な発信の在り方を検討
- 子供から大人までの各段階に応じた取組を検討
- 各種イベント、Web等を通じた情報発信
- 各地域の好事例を収集・発信・横展開等

『そうだ、地方で暮らそう！』国民会議（第3回）のテーマは「ライフスタイルの見つめ直し」（平成29年2月開催、地方創生HPに情報掲載）

地方の魅力の再発見、発信



自らが生まれ育った「郷土への誇り・愛着」の醸成



歴史の発掘、地域文化の振興



■ 子ども農山漁村交流プロジェクト（総務省、文科省、農水省、環境省の連携事業：H20年度～）

■ 平成29年7月 全国知事会地方を支える「人づくり」のための緊急決議

「地方の魅力に触れ、地方と都市の両視点から多面的な考え方のできる人材を育成するため、都市部の小学生、中学生、高校生を対象として、農村等の地方での学習・生活体験の受講を必修化するとともに、二地域居住、働き方改革の促進に資する教育制度を創設すること。」

「生涯活躍のまち（日本版CCRC※）」構想の推進

※Continuing Care Retirement Communityの略

- ◎ **地方創生の観点から、中高年齢者が希望に応じて地方や「まちなか」に移り住み、地域の住民（多世代）と交流しながら、健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができる地域づくりを目指す。**
- （生涯活躍のまちHP: <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/ccrc/index.html>）

1. 中高年齢者の希望に応じた住み替えの支援

- ・東京圏等大都市から地方への移住にとどまらず、地域内で近隣から「まちなか」に住み替えるケースも想定。
- ・入居者は、中高年齢期の早めの住み替えや地域での活躍を念頭に置き、50代以上を中心。
- ・移住希望者に対し、きめ細やかな支援（事前相談、お試し居住など）を展開。

2. 「健康でアクティブな生活」の実現

- ・健康時からの入居を基本とし、健康づくりや就労・生涯学習など社会的活動への参加等により、健康でアクティブな生活を目指す。

3. 地域住民（多世代）との協働

- ・地域社会に溶け込み、入居者間の交流のみならず、地域の若者等多世代との協働ができる環境を実現。大学等との連携も。

4. 「継続的なケア」の確保

- ・医療介護が必要となった時に、人生の最終段階まで尊厳ある生活が送れる「継続的なケア」の体制を確保。

5. 地域包括ケアシステムとの連携

- ・受入れ自治体において、地域包括ケアシステムとの連携の観点から、入居者と地元住民へのサービスが一体的に提供される環境を整備（既存福祉拠点の活用、コーディネーター兼任等）することが望まれる。
空き家など地域のソフト・ハード資源を積極的に活用することも。

従来の高齢者施設等		「生涯活躍のまち」構想
主として要介護状態になってから選択	居住の契機	健康時から選択
高齢者はサービスの受け手	高齢者の生活	仕事・社会活動・生涯学習などに積極的に参加（支え手としての役割）
住宅内で完結し、地域との交流が少ない	地域との関係	地域に溶け込んで、多世代と協働

◎ 「生涯活躍のまち」の地域再生計画制度（平成28年4月20日施行）

※認定された地域再生計画（生涯活躍のまち形成事業関係）数：17計画（平成29年11月現在）

北海道函館市、青森県弘前市、岩手県雫石町、茨城県阿見町、千葉県匝瑳市、新潟県南魚沼市、石川県白山市、山梨県都留市、長野県佐久市、静岡県南伊豆町、兵庫県三木市、鳥取県南部町、岡山県奈義町、広島県安芸太田町、徳島県三好市、福岡県北九州市、大分県別府市

◎ 地方創生推進交付金等による先駆的な取組の支援（平成29年10月現在 120事業（1府3県92市町村））

◎ 関係府省からなる支援チームにより地方公共団体の取組を支援

※生涯活躍のまち形成支援チームが対象とする自治体：16団体（平成29年7月現在）

北海道函館市、岩手県雫石町、茨城県阿見町、千葉県匝瑳市、新潟県南魚沼市、石川県輪島市、山梨県都留市、長野県佐久市、静岡県南伊豆町、兵庫県三木市、鳥取県南部町、岡山県奈義町、広島県安芸太田町、徳島県三好市、福岡県北九州市、大分県別府市

⇒ 「生涯活躍のまち」の取組を進めている地方公共団体数：100団体（2020年）を目指す。

地域アプローチによる働き方改革 「包括的支援」 + 「アウトリーチ支援」

- 地域の企業や従業員を対象とした、労働時間等の職場環境、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善、両立支援の整備など「働き方」に関する包括的支援をワンストップで行う拠点を地域の政労使等が連携して設置し、「働き方改革」に地域ぐるみで取り組み、働き方改革の取組が生産性の向上や質の高い労働者の確保につながる等といった好循環につなげる。

地域働き方改革会議 (※)

取組の決定

※自治体、経済団体、労働団体、労働局の代表等で構成

地域働き方改革包括支援センター

労働局
と連携

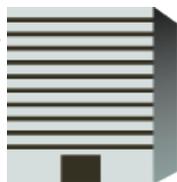
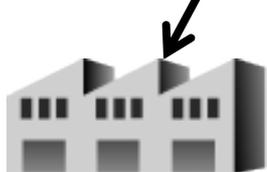
企業や従業員に対する働き方改革の取組をワンストップで支援

<アウトリーチ支援>

働き方改革アドバイザーを養成・確保
企業に対する相談支援、優良事例の紹介、各種助成措置の活用へのアドバイス、セミナー開催など、きめ細かな支援。

<企業認証>

優良企業を認証し、成功事例として公表するほか、入札等で優遇。



取組事例

岡山県の取組

未来への投資！笑顔あふれる時間創出プロジェクト ～おかやま「仕事」と「家庭」両立推進事業～

県内の1人当たり総実労働時間が全国平均に比べ年間約100時間も長い状況を打開するため、出産・育児・介護により離職する女性の復職や若者の離職防止を図る。

そのため、女性の復職に対しては、研修会による企業経営者の意識改革や、男性の育児休業取得に向けた企業への働きかけ、社会保険労務士等による女性の雇用環境改善に向けたアドバイス等を行うとともに、若者の定着に対しては、県内企業が実施するインターシップへの支援や、人事担当者のスキルアップによる新卒者の育成支援等を実施する。

<重要業績評価指標 (KPI) >

【29年3月】総実労働時間を削減した時間：19時間

【33年3月】総実労働時間を削減した時間：92時間
(累計)

地方創生推進交付金の活用

+

既存施策・助成金の活用等

日本版BIDを含むエリアマネジメントの推進

■ BID (Business Improvement District) とは？

- 一般的には、インナーシティ等一定のエリアで、地方公共団体が不動産所有者や事業者から徴収した負担金をBID団体に提供することにより、BID団体がそのエリアの改善、維持管理、プロモーション等を行うもの。
- 欧米等において広く活用されており（約2,000地区）、例えばマンハッタンのブライアントパークは、治安が悪く、犯罪の温床だったが、1980年に周辺の不動産所有者がBIDを立ち上げ、質の高い公共空間の創出・管理と、魅力的なイベントを年間を通じ開催。まちの賑わい拠点の形成、周辺の不動産価値を向上を実現。

我が国におけるエリアマネジメントの状況

- 近年、民間が主体となった、良好な環境の形成やエリアの価値を維持・向上させるためのエリアマネジメント活動の取組が広がってきている。
- しかし、安定的な活動財源の確保やエリア内の関係者の合意形成などが課題となっている。

●エリアマネジメント団体の財源確保をはじめとするエリアマネジメントの推進方策の具体化に向けた検討

■ 民間まちづくり活動の促進

- エリアマネジメント団体の**普及啓発事業**や**実証実験**等（広場の整備、通路舗装の高質化など）を支援。

社会実験・実証事業等



取組み以前

オープンカフェ開設後

交流の場の創出(イメージ)

■ 大阪市における先行的な取組（大阪版BID）

- 大阪市では、エリアマネジメント関連の既存制度を活用し、2014年より「うめきた地区」においてエリアマネジメントを推進。
- 放置自転車対策等の歩道空間の管理**に係る活動については、地方自治法の分担金制度を活用して**地権者から分担金を徴収**し、その分担金をエリアマネジメント団体に交付することにより活動経費を確保。



▲うめきた地区



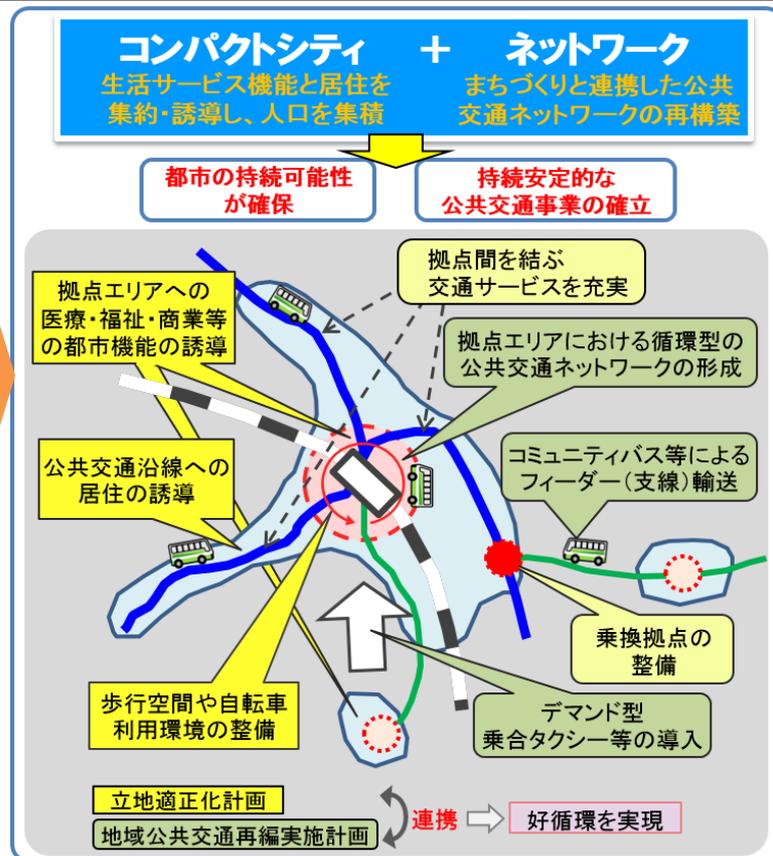
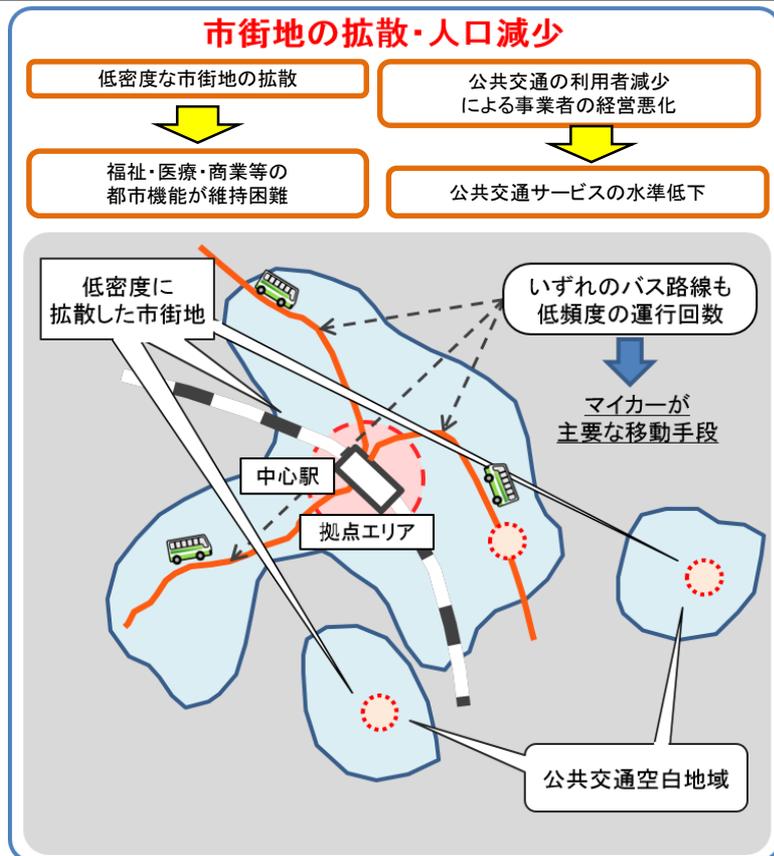
▲放置自転車対策



▲巡回警備

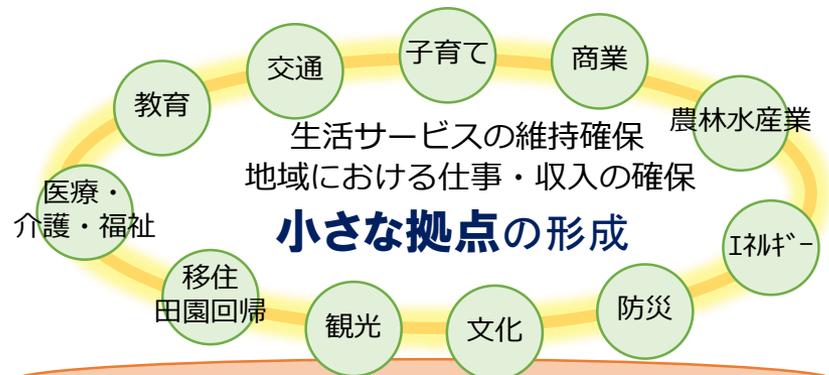
都市のコンパクト化と交通ネットワーク形成

- コンパクトシティの推進にあたっては、医療・福祉、地域公共交通、公共施設再編、中心市街地活性化等のまちづくりと密接に関係する様々な施策と連携し、整合性や相乗効果等を考慮しつつ、総合的な取組として進めていくことが重要。
- 関係省庁で構成する「コンパクトシティ形成支援チーム」を設置し、この枠組みを通じて、現場ニーズに即した支援施策の充実、モデル都市の形成・横展開、取組成果の「見える化」を図り、市町村の取組を省庁横断的に支援している(※1)。
 - ※1 2017年5月19日に他の市町村の参考となる取組を進めているモデル都市10市を初めて選定。
(青森県弘前市、山形県鶴岡市、新潟県見附市、金沢市、岐阜市、大阪府大東市、和歌山市、山口県周南市、福岡県飯塚市、熊本市)
- 上記に加え、民間都市開発事業と一体となった公共公益施設の再編・更新等に資する事業に対して、金融支援を実施するとともに、空き地等の適正管理や有効活用、発生の抑制など、都市のスポンジ化(※2)への適切な対策を講じる。
 - (※2 都市の内部で、小さな孔が空くように、空地等があちこちに発生すること)
- 2020年までに立地適正化計画を150市町村(2017年7月末時点112都市)で作成する。
 - ⇒立地適正化計画の裾野は着実に拡大しており、目標値を300市町村に上方修正



「小さな拠点」及び「地域運営組織」の形成推進

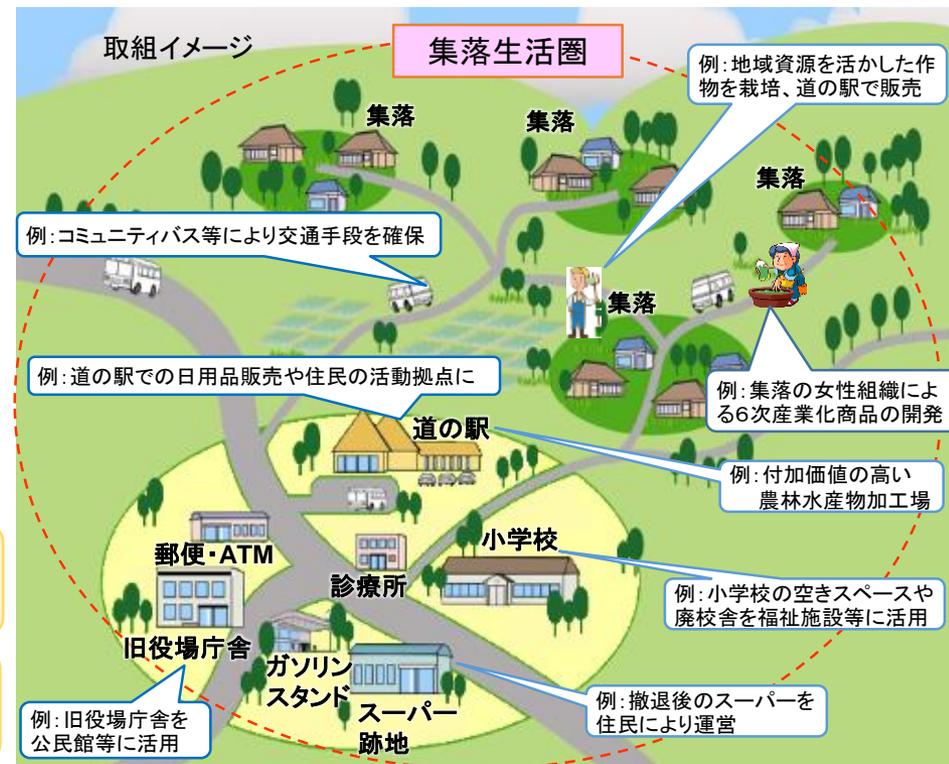
- 中山間地域等において、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、必要な生活サービスの維持・確保や地域における仕事・収入を確保し、将来にわたって継続できるような「**小さな拠点**」の形成(集落生活圏を維持するための生活サービス機能の集約・確保と集落生活圏内外との交通ネットワーク化)が必要。
- あわせて、地域住民自らによる主体的な地域の将来プランの策定とともに、地域課題の解決に向けた多機能型の取組を持続的に行うための組織(**地域運営組織**)の形成が必要。
- 2020年までに小さな拠点を全国で1,000箇所(2017年5月:908箇所)、地域運営組織を全国で3,000団体(2016年10月:3,071団体)形成する。



住民主体の地域課題の解決に向けた 地域運営組織の形成

人材の育成・確保、資金の確保、事業実施ノウハウの取得、法人化の促進等

優良事例の横展開、人材・情報交流のためのプラットフォームづくり



➡ 中山間地域をはじめとして、暮らし続けられる地域の維持

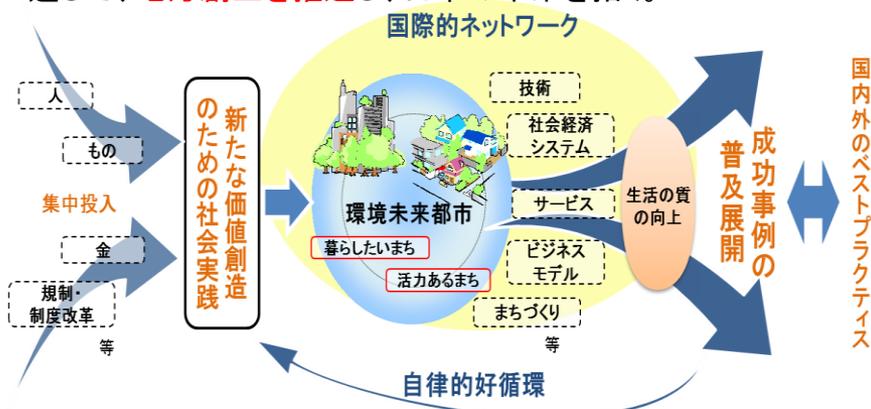
「環境未来都市」構想とは

「環境未来都市」構想イメージ

「環境未来都市」構想は、21世紀の世界共通の環境や高齢化の課題の解決に向けて、世界に比類ない成功事例を創出し、それらを国内外に普及展開することを通じて、需要拡大、雇用創出、国際課題解決力の強化を図ることを目指している。

そのために、本構想では実践の場を作り出し、個別の都市・地域の多様性や独自性を重視して、地域の課題解決力の強化を促している。これにより、地球規模での環境問題や我が国が直面する人口減少・超高齢化という構造的な課題に対して、地域資源を活かして環境価値、社会的価値、経済的価値という3つの価値を創造しながら、自律的に発展していく多様な都市・地域モデルを創出するものである。

こうした都市・地域活性化の多様な成功事例の普及展開を通して、地方創生を推進し、日本の未来を拓く。



環境未来都市・環境モデル都市

【環境未来都市】

- 環境と超高齢化対応を必須のテーマとし、これに地域の独自のテーマを追加して取組を推進

【環境モデル都市】

- 「環境未来都市」構想の基盤を支える低炭素都市
- 地域資源を最大限に活用し、低炭素化と持続的発展を両立する多様な地域モデル



※協議会構成員でなくても、環境モデル都市への応募は可能

地方創生に向けた自治体SDGs推進について(概要)

SDGs※(持続可能な開発目標)とは

2015年9月25～27日、ニューヨークの国連本部で「**国連持続可能な開発サミット**」が開催され、150を超える加盟国首脳が参加しました。その成果文書として「**我々の世界を変革する:持続可能な開発のための2030アジェンダ**」が採択され、このアジェンダにおいて、SDGsが掲げられました。

SDGsは、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標を設定しています。「**誰一人取り残さない**」社会の実現を目指し、**経済・社会・環境をめぐ**る広範な課題に、**統合的に取組む**こととしており、法的拘束力はないものの、各国政府は当事者意識を持って、17の目標達成に向けた国内的枠組を確立するよう期待されています。

※SDGs: Sustainable Development Goals



世界を変えるための17の目標

我が国におけるSDGsに係る動向

平成28年5月20日に閣議決定により、持続可能な開発目標(SDGs)に係る施策の実施について、関係行政機関相互の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的に推進するため、全国務大臣を構成員とする持続可能な開発目標(SDGs)推進本部を設置しています。

持続可能な開発目標(SDGs)推進本部会合

- ・第1回 (平成28年5月20日開催)
⇒SDGs実施のための我が国の指針策定を決定
- ・第2回 (平成28年12月22日開催)
⇒「SDGs実施指針」を決定
社会、経済、環境の分野における**8つの優先課題と140の施策**を盛り込んだ。
- ・第3回 (本年6月9日開催)
⇒SDGs実施指針の取組事例の報告等

SDGs第3回会合の議論(地方創生関連)

安倍総理大臣の指示

「私から、次の3点につき改めて指示します。(中略)第二に、**地方でのSDGsの推進**です。これは、まさに**地方創生の実現にも資する**ものです。関係閣僚が連携して、SDGs達成に向けた地方の取組を促進する施策を検討・実施していくようお願いします。」

山本地方創生担当大臣の発言

「**「環境未来都市」構想をさらに発展させ、SDGs達成のための施策を策定し、これを積極的に推進することにより、地方創生のさらなる実現につなげてまいります。**」

地域創生に向けた自治体SDGsの推進

地方創生を一層促進する上で、「環境未来都市」構想を更に発展させ、新たにSDGsの手法を取り入れて戦略的に進めていくことが重要です。

まち・ひと・しごと創生基本方針2017

(本年6月9日閣議決定)

「地方公共団体における持続可能な開発目標(SDGs)の推進」が盛り込まれました。

この中で、今後「**環境未来都市**」構想の更なる発展に向けて、地方公共団体における**SDGs達成に向けた取組を促進するための施策を検討し、方向性を取りまとめることと**されました。

具体的には、**普及活動の展開**やSDGs達成に向けた取組を促進するめ、**モデル的な取組を形成するための資金支援策**を検討し、成案を得ることとされました。

自治体SDGs推進のための有識者検討会

「環境未来都市」構想の実績を踏まえ、地方創生における**自治体SDGs達成のための取組を推進**するに当たっての基本的考え方を取りまとめるため、本年6月に開始しました。11月の下旬に、**施策の基本的方向について提言**をとりまとめる予定です。

平成30年度予算概算要求

内閣府は、平成30年度予算概算要求に「**地方創生に向けた自治体SDGs推進事業**」(モデル事業等**11.8億円**)を盛り込みました。

第7回「環境未来都市」構想推進国際フォーラム

本年10月4日に千葉県柏市において、「**地方創生に向けたSDGsの取組**」をテーマにフォーラムを開催しました。

地方への支援（地方創生版・三本の矢）

■情報支援の矢

○地域経済分析システム(RESAS)

- ・官民が保有する産業・人口・観光等の地域経済に関わる様々なビッグデータを「見える化」
- ・RESASの利用支援を行う人材を国の出先機関に配置する等、地方公共団体や様々な主体による活用を推進

■人材支援の矢

○地方創生コンシェルジュ

- ・相談窓口を各府省庁に設置

○地方創生人材支援制度

- ・小規模市町村に、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を派遣

○地方創生カレッジ

- ・地方創生を担う専門人材を官民協働で確保育成

■財政支援の矢

○「地方創生推進交付金」29年度:1,000億円(事業費ベース:2,000億円)

【平成29年度予算】官民協働、地域間連携、政策間連携等の促進、先駆的・優良事例の横展開を支援

○「地方創生拠点整備交付金」28年度:900億円(事業費ベース:1,800億円)

【平成28年度第二次補正予算】地方創生の深化に向けて効果の発現が高い施設等の整備・改修について重点的に支援

○「まち・ひと・しごと創生事業費」(地方財政措置)

- ・地方公共団体が地方創生に取り組み、きめ細かな施策を可能とする観点から地方財政計画（歳出）に計上（29年度:1.0兆円）

○地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)

- ・地方公共団体が行う地方創生の取組に対し寄附を行う企業に対し、税額控除の優遇措置

RESAS（リーサス：地域経済分析システム）の概要

目的

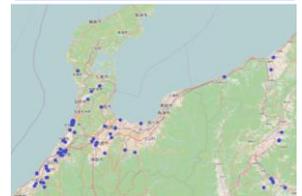
- 人口減少、過疎化が構造的に進展し、疲弊する地域経済を真の意味で活性化させていくためには、**地域の現状・実態を正確に把握**した上で、**将来の姿を客観的に予測**し、その上で、**地域の実情・特性に応じた施策の検討**とその実行が不可欠。
- このため、国が、**地域経済に係わる様々なビッグデータ**（人口動態、産業の強み、人の流れ 等）を収集し、かつ、わかりやすく「見える化（可視化）」するシステムを構築することで、真に効果的な**施策の立案、実行、検証（PDCA）**を支援する。

①人口マップ



人口推計・推移、人口ピラミッド、転入転出などが地域ごとに比較しながら把握可能に

④企業活動マップ



地域の創業比率や黒字赤字企業比率が把握可能に
地域の特許や補助金採択企業の分布が把握可能に

⑦雇用/医療・福祉マップ



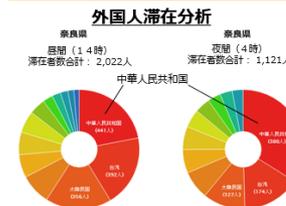
地域の雇用や、医療・介護を需要面や供給面から把握可能に

②地域経済循環マップ



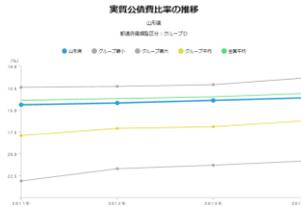
自治体の生産・分配・支出におけるお金の流入・流出が把握可能に

⑤観光マップ



国籍別の外国人の滞在状況などのインバウンド動向や、宿泊者の動向などが把握可能に

⑧地方財政マップ



各自治体の財政状況が比較可能に

③産業構造マップ



売上や雇用で地域を支える産業が把握可能に

地域の製造業、卸売・小売業、農林水産業の構造が把握可能に

⑥まちづくりマップ



人がどこに多く集まるのか、いつ集まっているのかが把握可能に

事業所の立地動向や不動産取引の状況などまちづくりの検討材料が取得可能に

よくわかる！
RESAS オンライン講座
～地域をデータで見よう～

RESASの操作方法とRESASを活用した分析手順を学べるeラーニングも開講中です！

“RESAS” で検索

RESAS

検索

(<https://resas.go.jp/>)

地方創生人材支援制度

地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を、市町村長の補佐役として派遣する。

<制度概要>

	派遣先市町村	派遣人材 (国家公務員、大学研究者、民間人材)
対象	以下の市町村を対象として募集する。 ア 市町村長が地方創生に関し、明確な考えを持ち、派遣される人材を地域の変革に活用する意欲を持っていること イ 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、実施する市町村であること ウ 原則人口5万人以下	以下に該当する者を公募する。 ア 地方創生の取組に強い意欲を持っていること イ 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定・実行のために十分な能力を有すること
役割	市町村長の補佐役として、地方創生に関し、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に記載された施策の推進を中核的に担う。	
派遣期間	① 副市町村長、幹部職員（常勤職）…原則2年間 ② 顧問、参与等（非常勤職）…原則1～2年間	
バックアップ体制	・派遣前に、地方創生担当大臣による訓示のほか、有識者による講話、地方創生に関する取組についての講義等の研修を実施 ・派遣期間中には、派遣者同士の情報交換の場や、地方創生担当政務との意見交換の場として、年に4回程度、派遣者が一堂に集う情報交換会・報告会を開催	

<派遣実績>

<平成27年度派遣者>

69市町村に派遣

- ・国家公務員 42名
- ・民間人材 12名
- ・大学研究者 15名

<平成28年度派遣者>

58市町村に派遣

- ・国家公務員 42名
- ・民間人材 13名
- ・大学研究者 3名

<平成29年度派遣者>

55市町村に派遣

- ・国家公務員 44名
- ・民間人材 9名
- ・大学研究者 2名

※派遣者数は、いずれも派遣当時の数

地方創生カレッジ事業

- 「地方創生カレッジ」は28年12月に開講。地方創生に真に必要なかつ実践的なカリキュラムをeラーニング形式で幅広く提供し、地域における地方創生人材の育成に繋げていく。
- 29年度も講座の充実化等により事業推進を図る。

地域の動き

地方版総合戦略等に基づき、地方創生に資する事業を本格的に推進する段階



必要とされる人材

戦略全体

- ◆ 総合プロデューサー
- ◆ 首長の補佐
- ◆ 地域コミュニティのリーダー

個別分野

- ◆ 分野別プロデューサー
- ◆ 現場の中核人材

知識習得に必要な講座を学習
自治体、民間企業の職員等

地方創生人材の育成



地方創生に真に必要なかつ実践的なカリキュラム（eラーニング）を幅広く提供

※科目によっては実地研修も活用
※大学等の既存取組も前提に、不足する分野や地域への受講機会を提供

人材育成に向けた連携の場



【カリキュラム構造イメージ】

eラーニング

専門編

分野別プロデューサー

- 観光・DMO
- 地域商社 等

総合プロデューサー

- 戦略策定・管理
- 事業構築・推進 等

地域コミュニティリーダー

- 住民自治
- ケーススタディ 等

基盤編

地域戦略の策定

データ分析

事業の自立化

地方創生の理念

官民連携

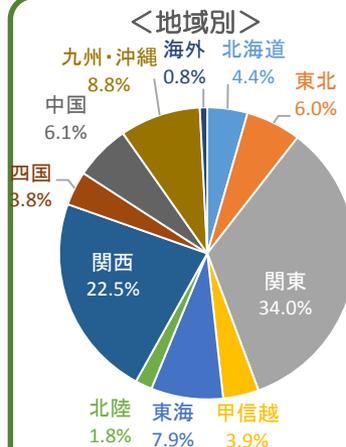
地域の課題解決等

対面・実地

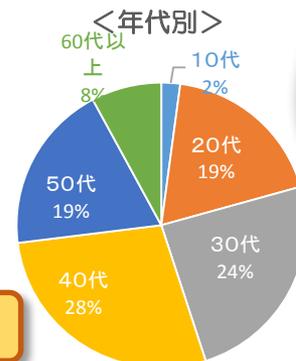
スクーリング/ワークショップ（人材交流・マッチング）

【受講状況】

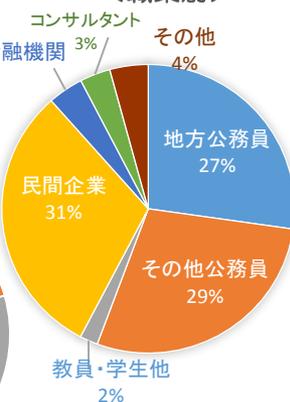
29年9月末時点



受講者数7,293人
29年9月末時点

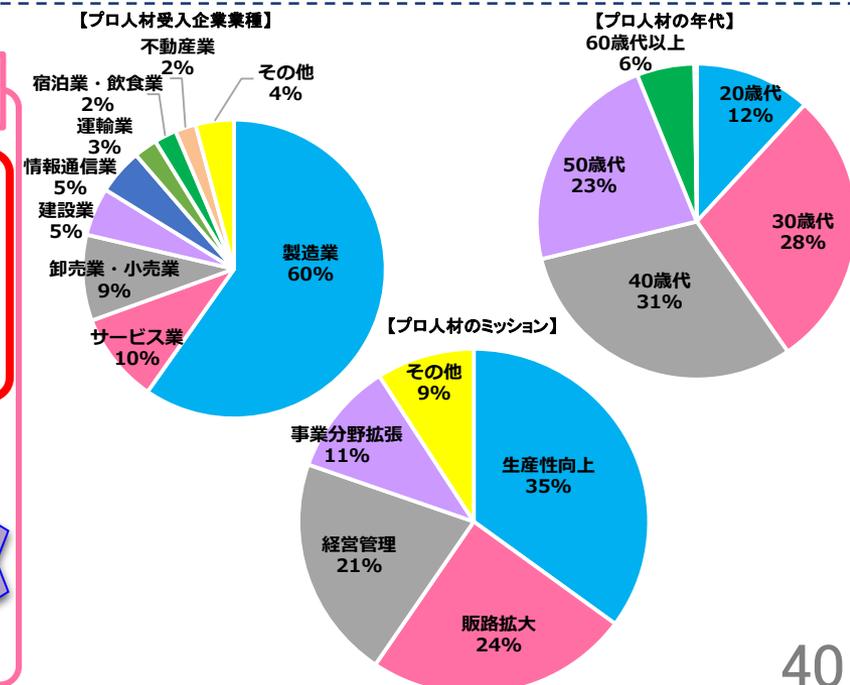
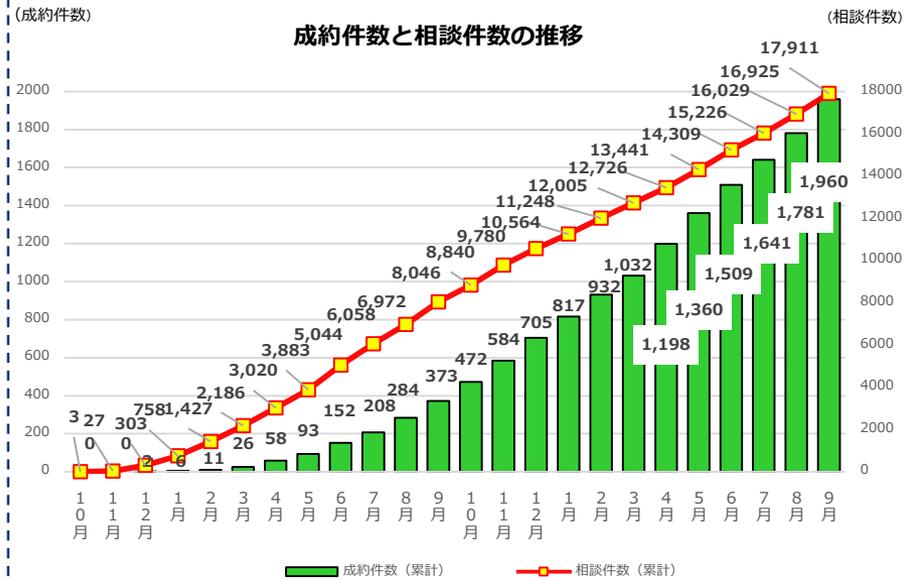


<職業別>



プロフェッショナル人材事業

- 各道府県は、潜在成長力ある地域企業に対し、プロフェッショナル人材の採用支援活動を行う、「プロフェッショナル人材戦略拠点」を設置し、平成28年1月頃から、本格的に活動を開始した。
- 各拠点は、地域企業の経営者を対象に、成長戦略や人材戦略への関心を引きつけるセミナー等の活動を展開しつつ、成長が期待される企業に個別に接触し、経営者に「攻めの経営」と新たな事業展開を促すことで、プロ人材に対する有望かつ明確なニーズを発掘し、人材市場に発信する。
- 地域金融機関や各種支援機関等とも、有望企業の発掘やその成長戦略の策定などで積極的に連携。各地の拠点同士で協力しながら、都市部の大企業との人材交流の拡大や、地方創生インターンシップ事業との連携、都市部のプロ人材に対する地域経済の潜在カアピールなどの活動を展開。日本人材機構や、人材ビジネス事業者とも密接に連携しつつ、様々な形で、プロ人材の還流実現に取り組む。



地方創生関連の予算措置等について

① 地方創生関係交付金

26年度補正 地方創生先行型交付金 1,700億円

○ しごとづくりなど地方が直面する構造的な課題への実行ある取組を通じて地方の活性化を促進。

27年度補正 地方創生加速化交付金 1,000億円

○ 一億総活躍社会の実現に向けた緊急対応として、「希望を生み出す強い経済」を実現し、「新・三本の矢」の取組に貢献するため、地方版総合戦略に基づく各自治体の取組について、先駆性を高め、レベルアップの加速化。

28年度 地方創生推進交付金 1,000億円（事業費2,000億円）

○ 地方公共団体の地方創生の深化に向けた自主的・主体的な取組を支援。

28年度補正 地方創生拠点整備交付金 900億円（事業費1,800億円）

○ 未来への投資に向けて、地方公共団体の地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら施設整備等の取組を推進。

29年度 地方創生推進交付金 1,000億円（事業費2,000億円）

② 総合戦略等を踏まえた個別施策（①の交付金を除く）

26年度補正	3,275億円	27年度	7,225億円	27年度補正	2,188億円
28年度	6,579億円	28年度補正	1,746億円	29年度	6,536億円

③ まち・ひと・しごと創生事業費（地方財政計画）

27年度地方財政計画 1.0兆円 28年度地方財政計画 1.0兆円 29年度地方財政計画 1.0兆円

○ 地方公共団体が、地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、地方財政計画の歳出に、「まち・ひと・しごと創生事業費」（27年度1.0兆円、28年度1.0兆円、29年度1.0兆円）を計上。

○ 「まち・ひと・しごと創生事業費」について、少なくとも総合戦略の期間である5年間は継続し、1兆円程度の額を維持。

地方創生推進交付金

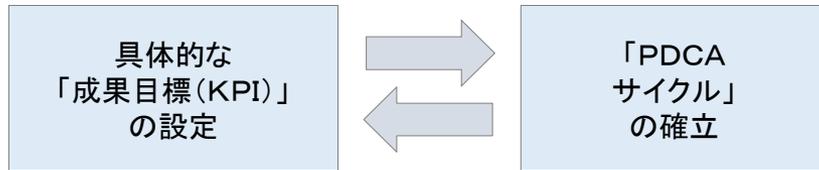
29年度予算額 **1,000億円** (28年度予算額 1,000億円)

事業概要・目的

○本格的な事業展開の段階を迎えた地方創生について、更なる深化のため、地方創生推進交付金により支援

- ① 地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ② KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③ 地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保

※ 地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画（5ヶ年度以内）を作成し、内閣総理大臣が認定



対象事業・具体例

- ① 先駆性のある取組
 - ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
 - 例) ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング（日本版DMO）、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点 等
- ② 先駆的・優良事例の横展開
 - ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組
- ③ 既存事業の隘路を発見し、打開する取組
 - ・既存事業の隘路を発見し、打開するための取組

29年度からの運用弾力化

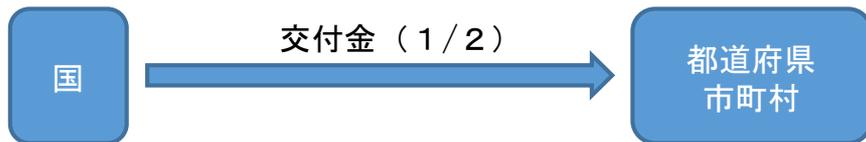
- ① 交付上限額の引上げ（事業費ベース）

【都道府県】	先駆	6.0億円	(28年度：4.0億円)
	横展開・隘路打開	1.5億円	(28年度：1.0億円)
【市区町村】	先駆	4.0億円	(28年度：2.0億円)
	横展開・隘路打開	1.0億円	(28年度：0.5億円)

※所得向上等の観点から特に効果的な取組は、交付上限額を超えて交付することが可能。

- ② ハード事業割合
計画期間を通じたハード事業の割合は、原則として1/2未満。ただし、1/2以上になる事業であっても、所得向上等の観点から地方創生への高い効果が認められる場合は申請可能。

資金の流れ



(1/2の地方負担については、地方財政措置を講じる)

地方創生応援税制(「企業版ふるさと納税」)

制度のポイント

○志のある企業が地方創生を応援する税制

⇒地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について、**税額控除**の優遇措置

○企業が寄附しやすいように

- ・**税負担軽減のインセンティブを2倍に**
- ・**寄附額の下限は10万円と低めに設定**

○寄附企業への経済的な見返りは禁止

例) 100万円寄附すると、法人関係税において**約60万円**の税が軽減
2倍に



制度活用の流れ

①地方公共団体が
地方版総合戦略を
策定

〇〇市
総合戦略

- ・〇〇事業
- ・△△事業
- ・◇◇事業

②地方公共団体^{※1}
が地域再生計画
を作成

地方創生を推進
する上で効果の
高い事業

③計画の認定

内閣府

④寄附^{※2}

企業

⑤税額控除

国
(法人税)

企業が所在する自治体
(法人住民税・法人事業税)

※1 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市町村は対象外。

※2 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

認定事業(平成29年11月現在) 387事業 総事業費1,067億円
第1回は4月、第2回は9月、第3回は1月に申請受付